

土 総 3 4 9 号  
令和2年8月18日

(一社) 島根県建設産業団体連合会 会長 様

島 根 県 土 木 部 長  
( 土 木 総 務 課 )  
( 技 術 管 理 課 )

### 建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところです。

このことに併せ、法定福利費を受発注者間の契約段階で確保し、適切に元請・下請業者間の請負契約に反映させていくことを目的として、島根県が入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事において、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴会会員へ周知していただき、適切な対応をよろしくお願いします。

### 記

#### 1. 島根県土木部及び農林水産部発注の建設工事の設計金額における法定福利費相当分の明示について

予定価格の積算時に法定福利費について個別に明示することとし、契約締結後に公表される工事の金入り設計書において島根県の想定する法定福利費相当額を公表することとする。

#### 2. 明示及び公表の開始時期について

土木部所管工事（港湾工事、空港土木工事、建築工事を除く）：令和2年7月1日

土木部所管工事（港湾工事、空港土木工事）：令和2年9月1日

農林水産部所管工事：令和2年9月1日

#### 3. 入札参加者における対応について

##### (1) 工事費内訳書等における記載について

「2. 明示及び公表の開始時期について」に記載の発注者側の公表開始以降、入札に参加される事業者の方においても入札時に提出される工事費内訳書もしくは契約締結

後に提出される請負代金内訳書において入札金額における法定福利費相当分の明示に努めていただきますようよろしくお願いいたします

※工事費内訳書への記載上の注意事項

- ・工事費内訳書へ法定福利費の明示がなくとも入札無効とはなりません。
- ・発注者の示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄、もしくは欄外に記載していただきますよう、よろしくお願いいたします(行挿入により、その他の項目を追記すると工事費内訳書の無効事由に該当します。)。
- ・工事数量総括表においては現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算にご注意ください。
- ・工事費内訳書への記載方法については別紙参考例のとおりです。

また、請負代金内訳書における法定福利費の明示についての島根県建設工事請負契約約款の改正を予定しており、令和2年10月1日以降については明示が義務化されますのでご承知おきください。(別途通知予定)

(2) 法定福利費の算出方法等について

法定福利費の算出においては別添パンフレット及び下記のホームページを参考にしてください。

「島根県発注工事における社会保険等未加入対策について」(島根県HP)

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido\\_doboku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/)

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」(国土交通省HP)

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」(国土交通省HP)

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

「「請負による建設の事業」における労務費率を用いた労災保険料の算定について」

(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/kensetsurousai.pdf>

各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)

取扱い全般に関すること

土木総務課建設産業対策室

TEL:0852-22-5388

島根県の法定福利費の積算・公表に関すること

技術管理課土木設計基準G

TEL:0852-22-5941